

鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例 第7条第1項の規定に基づく店舗名の公表について

1月19日に新型コロナウイルス感染症のクラスターの発生が確認された店舗の事業者に対し、すべての利用者等に対する連絡を強く求めたところ、1月18日までに全員に連絡したとの説明があり、1月19日の対策本部会議において、今後、説明と矛盾する事実が判明した場合には公表も視野に対応する方針を決定していましたが、このたび、事業者の説明と矛盾する複数の利用者が確認されました。

については、全ての従業員、利用者には直ちに連絡が取れていない状況であると判断されるため、鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり店舗名を公表します。

記

1 店舗名

APIA (アピア)

米子市角盤町2丁目76-2 フェイスビル5階

※当該店舗の従事者、利用者のうち陽性者については、個人情報保護のため人数、症例等は非公表とさせていただきます。

2 当該施設におけるクラスター対策の状況

県が調査したところ、アルコール濃度が薄い消毒液で消毒を行っていたり、従業員や利用者がマスク未着用であったりするなど、クラスター対策が適切に講じられていなかった。

3 当該店舗へ立ち寄られた方等へのお願い

次の対象期間に上記1の店舗へ立ち寄られた方及び接触者として連絡を受けた方は、下記4の接触者等相談センターへ連絡し、PCR検査を受けていただくようお願いいたします。

対象期間：令和2年12月25日（金）以降

※感染経路を追っているところであり、当該店舗以外の店舗に立ち寄りされた場合でも、心配のある方は御相談ください。

4 接触者等相談センター

地区	電話	ファクシミリ（平日 8:30～17:15）
西部地区（米子保健所内）	0859-31-0029	0859-34-1392
中部地区（倉吉保健所内）	0858-23-3135	0858-23-4803
東部地区（鳥取市保健所内）	0857-22-5625	0857-20-3962

【参考】鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例

（公表）

第7条 知事は、県内の施設において、施設使用者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合において、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するために必要があると認めるときは、発生した時期、施設又は催物の名称その他のクラスターが発生した施設又は催物を特定するために必要な事項及び当該施設又は催物におけるクラスター対策の状況を公表するものとする。ただし、施設使用者の協力によりクラスターが発生した施設又は催物の全ての従業者、利用者又は参加者に対して直ちに個別に連絡を行った場合は、この限りでない。

店舗名の公表は、利用者に感染リスクを知ってもらい、速やかにPCR検査を受けていただくことを目的としており、決して罰則のような趣旨ではありません。

当該店舗や感染者、利用者等に対する誹謗中傷、不当な差別、プライバシー侵害等に繋がらないよう、報道に際しては特段の御配慮をお願いいたします。